

# 放課後児童クラブ<sup>2</sup>について

# 1. 放課後児童クラブについて

## 2. 新・放課後子ども総合プランについて

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

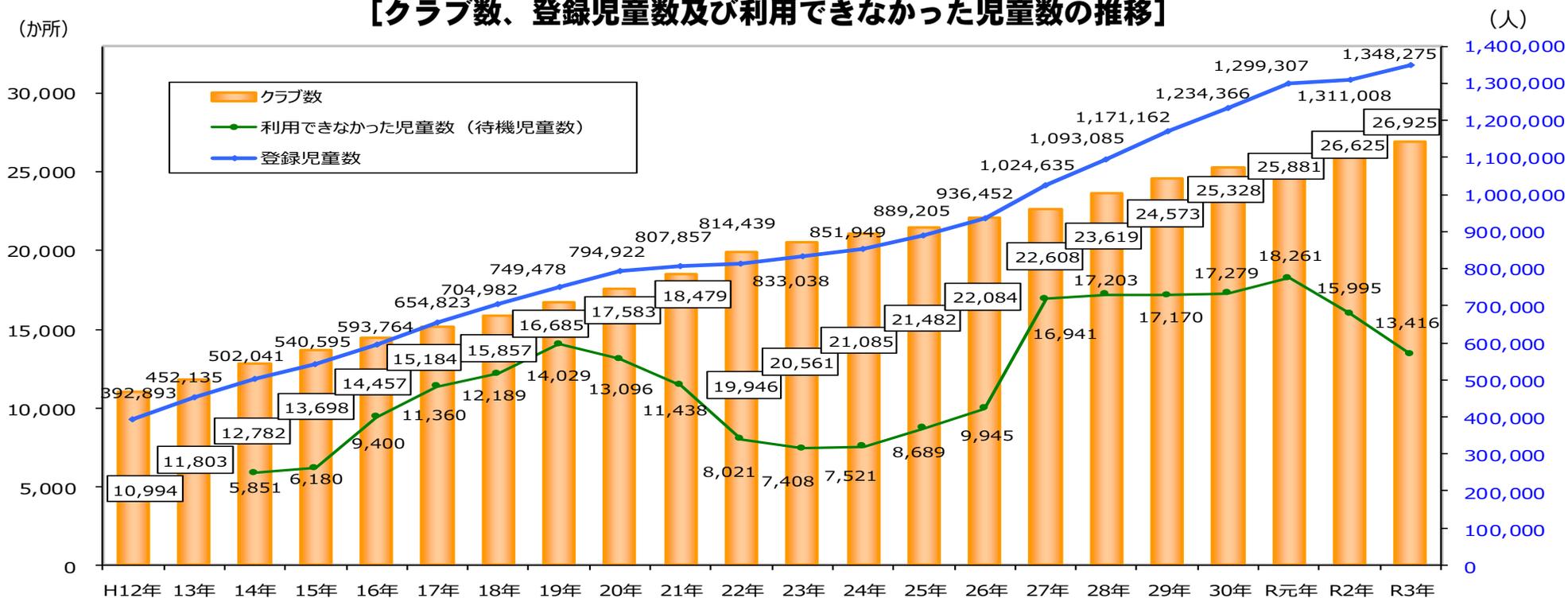
## 【現状】(令和3年5月現在)

- クラブ数 26,925か所  
(参考：全国の小学校18,889校)
- 支援の単位数 35,398単位
- 登録児童数 1,348,275人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,416人

## 【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

## 【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】

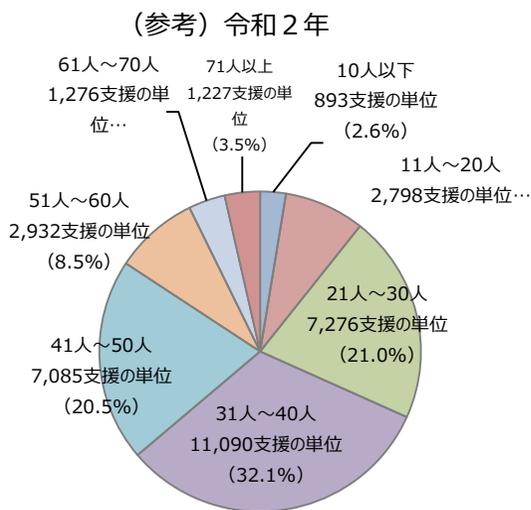
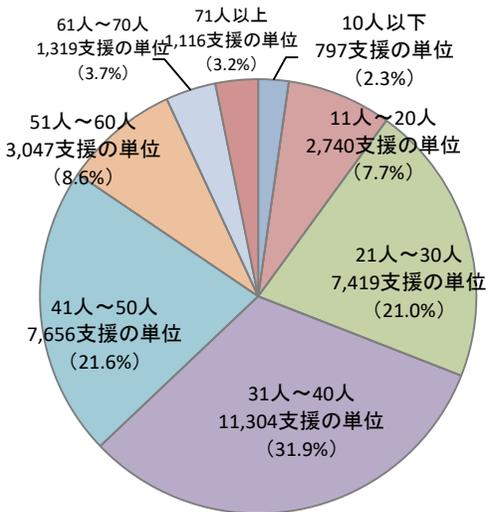


# 放課後児童クラブの現状①

※令和3年5月1日現在  
(厚生労働省調)

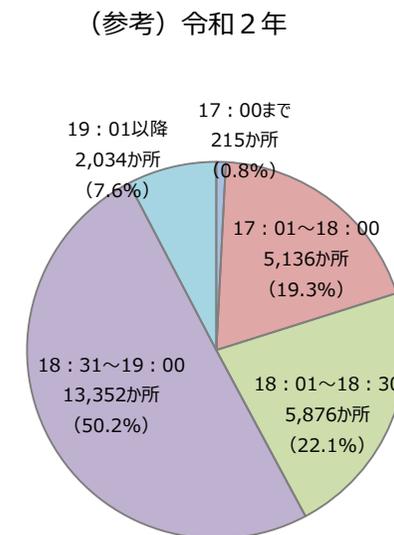
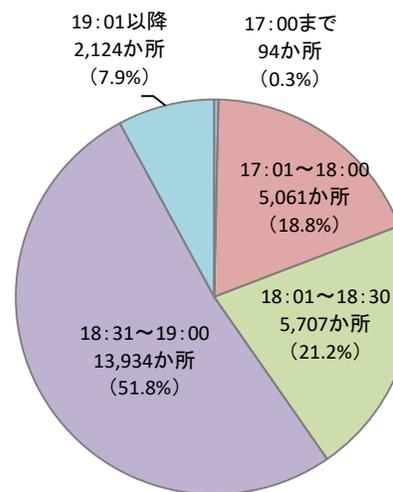
## 登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位が全体の約63%を占めている。



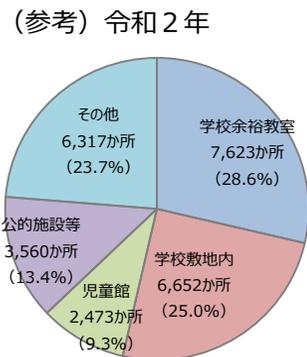
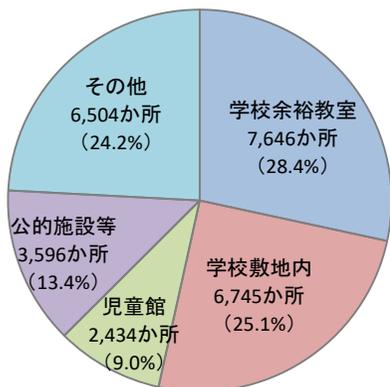
## 終了時刻の状況 (平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約60%を占めており、増加傾向にある。



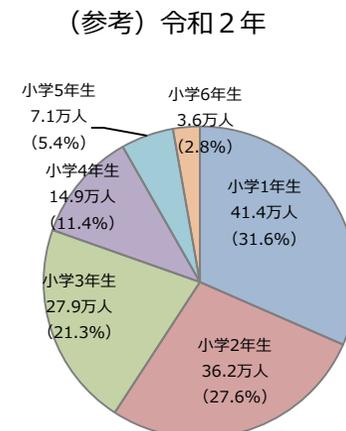
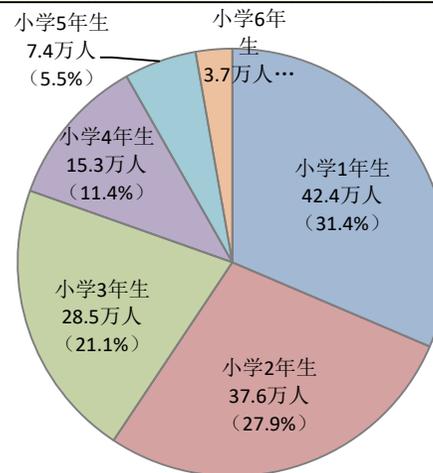
## 設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約9%である。



## 学年別登録児童数の状況

低学年 (小学1年生から小学3年生) 及び高学年 (小学4年生から小学6年生) の割合は、ほぼ横ばいとなっている。



# 放課後児童クラブの現状②

※令和3年5月1日現在  
(厚生労働省調)

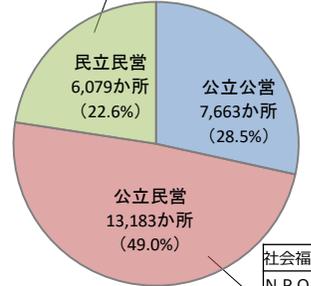
## ○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約28%、公立民営のクラブが約49%、民立民営が約23%を占めている。

社会福祉法人	1,917か所 (7.1%)
NPO法人	1,066か所 (4.0%)
運営委員会・保護者会	1,417か所 (5.3%)
その他	1,679か所 (6.2%)

社会福祉法人	1,834か所 (6.9%)
NPO法人	982か所 (3.7%)
運営委員会・保護者会	1,466か所 (5.5%)
その他	1,493か所 (5.6%)

(参考) 令和2年



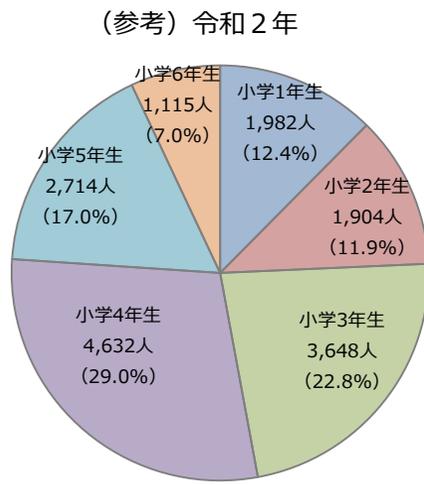
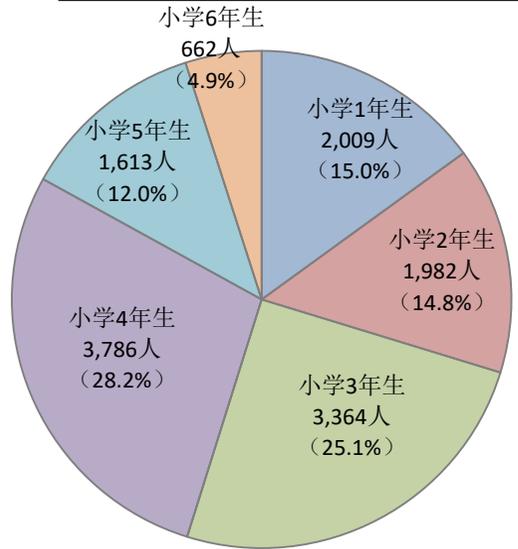
社会福祉法人	3,693か所 (13.7%)
NPO法人	1,878か所 (7.0%)
運営委員会・保護者会	3,198か所 (11.9%)
その他	4,414か所 (16.4%)



社会福祉法人	3,664か所 (13.8%)
NPO法人	1,835か所 (6.9%)
運営委員会・保護者会	3,381か所 (12.7%)
その他	3,867か所 (14.5%)

## ○待機児童数の学年別の状況

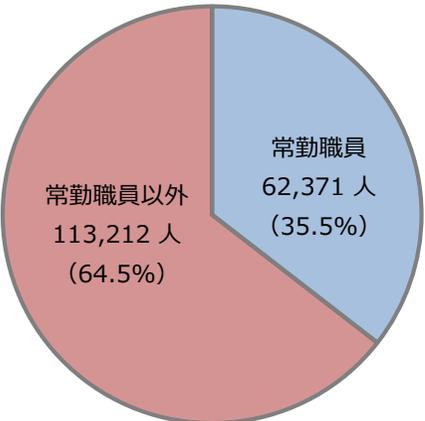
待機児童数の学年別の状況でみると、低学年（小学1年生から小学3年生）は前年比で179人減少、高学年（小学4年生から小学6年生）は前年比で2,400人減少した。



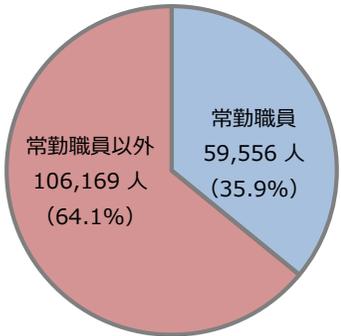
## ○放課後児童支援員等の状況

### ①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約36%を占める。

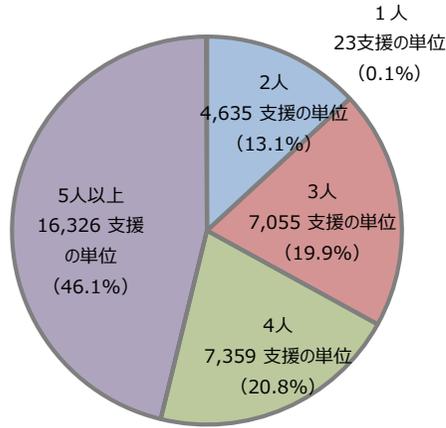


(参考) 令和2年

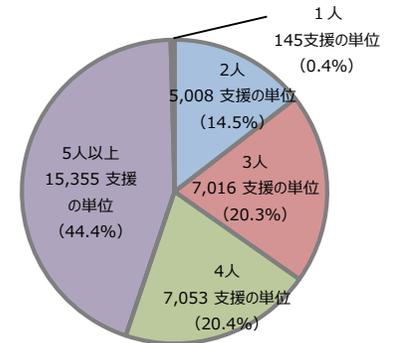


### ②支援の単位あたりの人数

5人以上従事しているところが全体の約46%を占める。



(参考) 令和2年

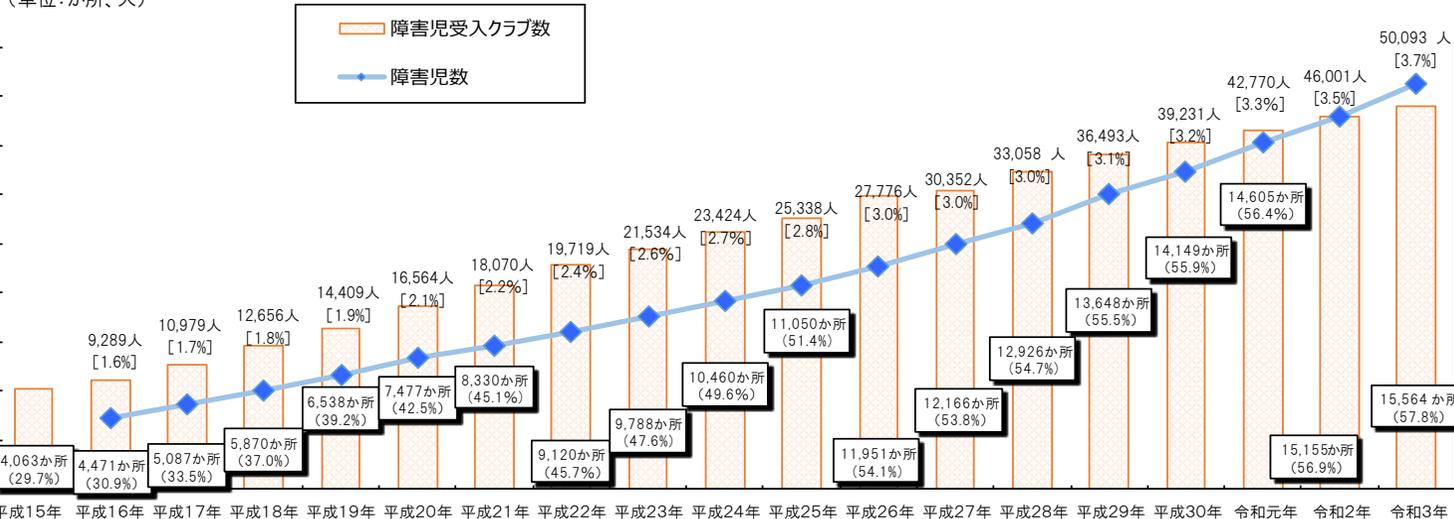


# 放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進について

## <障害児受入れクラブ数及び障害児数の現状及び推移>

- 障害児の受入れクラブ数及び受入れ児童数は、**年々、着実に増加**。※令和3年5月現在 15,564クラブ、50,093人
- 令和3年においては、それぞれの調査開始時と比較して、**障害児受入れクラブ数が約3.8倍・障害児数が約5.4倍に増加**。

(単位:か所、人)



### 【「障害児」の対象】

- 「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童」とし、市町村には柔軟な対応を求めている。

- (注1) 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在)(厚生労働省調)
- (注2) ( )内は、全クラブ数に占める割合、[ ]内は全登録児童数に占める割合
- (注3) クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

## <障害児の受け入れ推進のための国の補助>

### 【運営費】

#### ① 障害児受入推進事業(放課後児童クラブ支援事業)

障害児の受入を推進するため、専門的知識等を有する支援員等を配置(1名)するために必要な経費の補助を行う。

⇒ 1支援の単位当たり加算補助額(年額): 1,956千円(令和4年度予算額)

#### ② 障害児受入強化推進事業

➢ 障害児3人以上5人以下の受入れを行う場合については、①に加え、更に1名を、障害児6人以上8人以下の受入れを行う場合については、①に加え、更に2名を、障害児9人以上の受入れを行う場合については、①に加え、更に3名を配置するために必要な経費の補助を行う。

⇒ 1支援の単位当たり加算補助額(年額): 職員1人当たり1,956千円(令和4年度予算額)

➢ 医療的ケア児を受け入れるクラブには、⑦看護職員の配置や⑧当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行うため必要な経費の補助を行う。

⇒ 1支援の単位当たり加算補助額(年額)(令和4年度予算額)

⑦: 4,061千円 ⑧: 1,353千円

#### ③ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業(放課後子ども環境整備事業)

障害児を受け入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても補助

⇒ 1事業所当たり補助額(年額): 1,000千円(令和4年度予算額)

### 【障害児受入れ推進に係る補助事業の沿革】

- 平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設  
[障害児を4人以上受け入れるクラブへの加算]
- 平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]
- 平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]
- 平成20年度  
・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増  
687千円→1,421千円
- 平成27年度 障害児受入強化推進事業の創設
- 平成29年度  
・障害児受入強化推進事業の人数要件の緩和  
[障害児5人以上→3人以上]  
・医療的ケア児受入のための看護職員の配置
- 令和4年度 障害児受入強化推進事業の拡充  
・6人以上8人以下、9人以上の場合の区分の創設  
・医療的ケア児受入のための付き添いによる送迎等の実施

# 放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

## <主な基準>

### 支援の目的（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

### 職員（第10条）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※ 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修を修了した者

※ 令和2年度より参酌すべき基準に改正

### 開所日数（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

### 設備（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

### 児童の集団の規模（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

### 開所時間（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）  
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）  
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

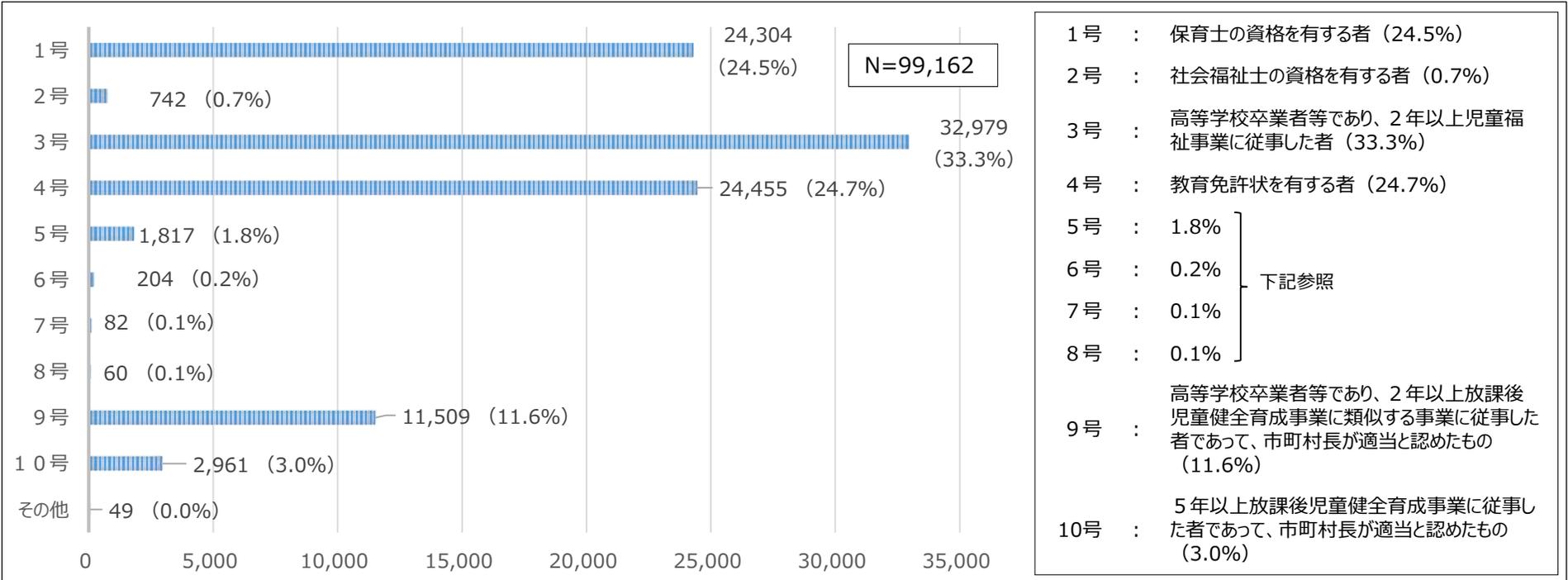
### その他

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

# 放課後児童支援員の資格の状況について

○ 放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項各号のいずれかに該当する要件であって、都道府県知事又は指定都市・中核市長が行う研修を修了したものである。

<放課後児童支援員の資格の状況（令和3年5月1日現在）> ※厚生労働省調査



## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項

- 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者
- 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

# 放課後児童支援員等の推移

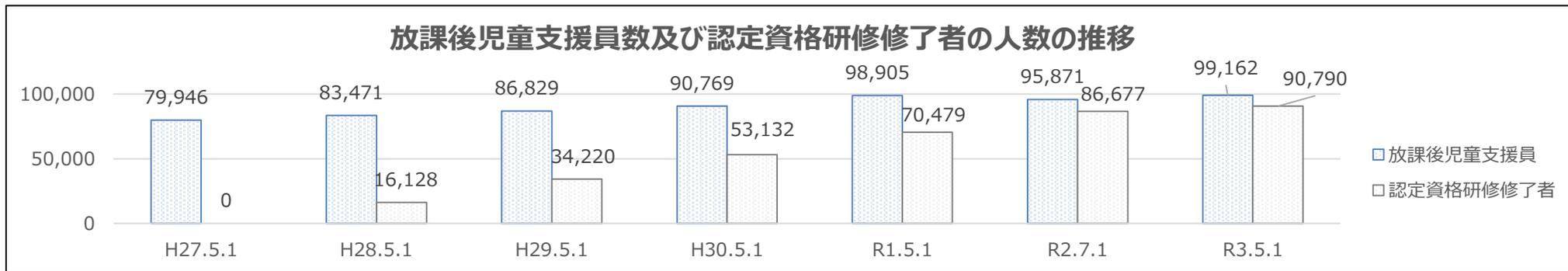
＜放課後児童支援員数の推移（各年5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在））＞

（人）

	H27. 5. 1	H28. 5. 1	H29. 5. 1	H30. 5. 1	R1. 5. 1	R2. 7. 1	R3. 5. 1
放課後児童支援員等※	79,946	83,471	86,829	90,769	98,905	95,871	99,162
認定資格研修修了者	-	16,128 (19.3%)	34,220 (39.4%)	53,132 (58.5%)	70,479 (71.3%)	86,677 (90.4%)	90,790 (91.6%)

※ R1. 5. 1までの放課後児童支援員には、経過措置により認定資格研修未修了者も含む。

（ ）内は、各年の放課後児童支援員に占める割合

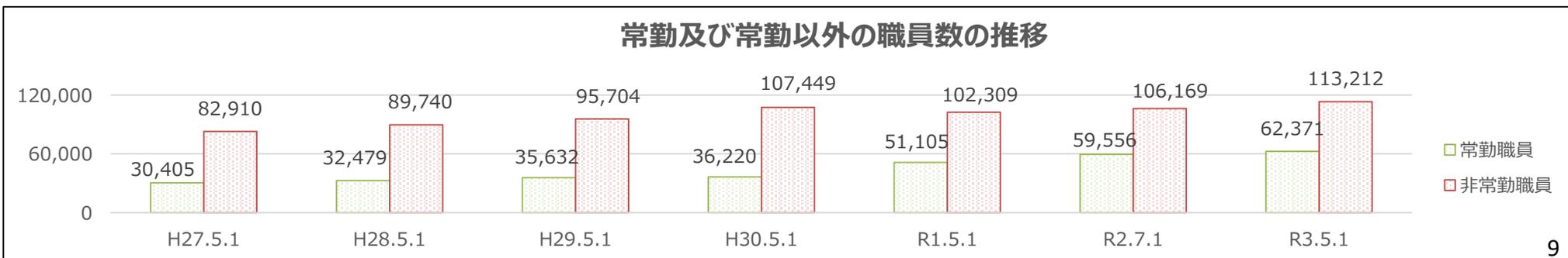


＜放課後児童クラブの職員のうち、常勤職員、常勤以外の職員数の推移（各年5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在））＞

（人）

	H27. 5. 1	H28. 5. 1	H29. 5. 1	H30. 5. 1	R1. 5. 1	R2. 7. 1	R3. 5. 1
常勤職員	30,405 (26.8%)	32,479 (26.6%)	35,632 (27.1%)	36,220 (25.2%)	51,105 (33.3%)	59,556 (35.9%)	62,371 (35.5%)
常勤以外の職員	82,910 (73.2%)	89,740 (73.4%)	95,704 (72.9%)	107,449 (74.8%)	102,309 (66.7%)	106,169 (64.1%)	113,212 (64.5%)
合計	113,315 (100%)	122,219 (100%)	131,336 (100%)	143,669 (100%)	153,414 (100%)	165,725 (100%)	175,583 (100%)

（ ）内は、各年の総数に対する割合



# 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

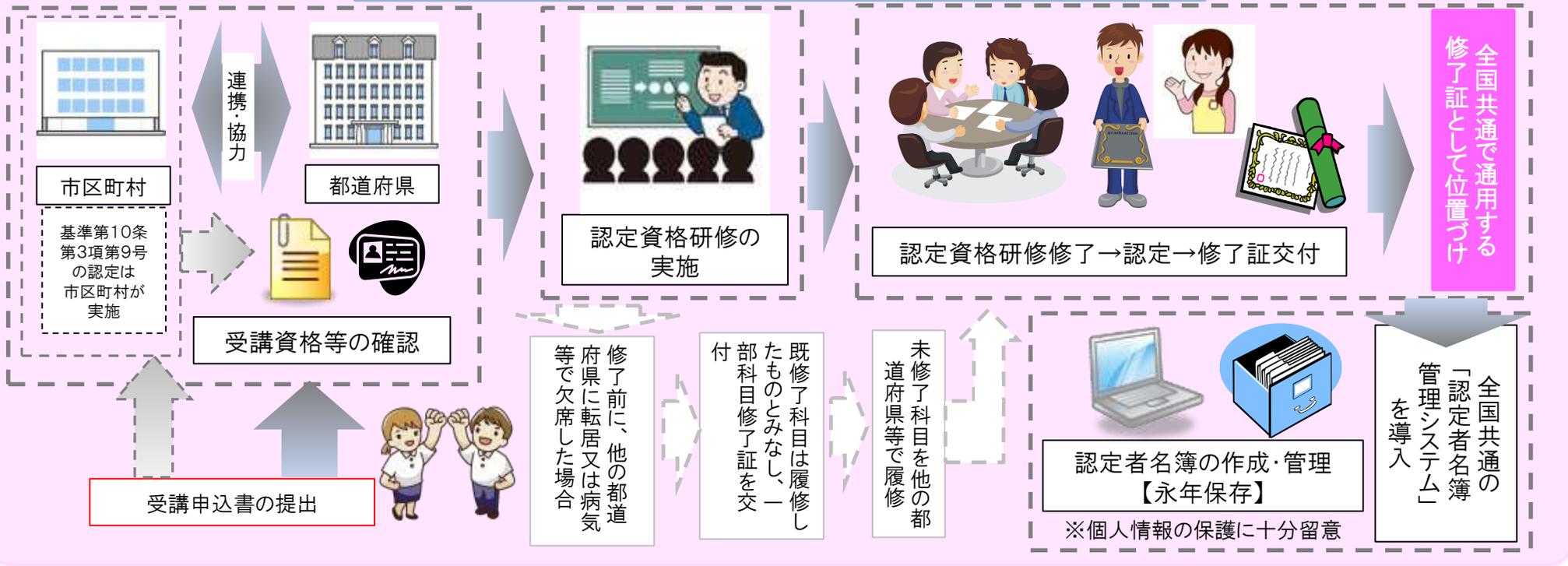
## 基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

## 研修内容等

事項	主  な  内  容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修内容・時間数	次項のとおり（16科目24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を都道府県知事名で交付
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 （※）認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

## 認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



## 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

### 1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

### 2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

### 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

### 4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

### 5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

### 6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

## 運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

### 第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

### 第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

### 第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

## 運営指針の主な内容

### 第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
  - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
  - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
  - ・ 集団や仲間での活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育成支援を行うことが求められる。

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
- ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

## 「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

### 第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

### 第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子ども達の発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

## 「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

# 放課後児童クラブの自己評価について

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、放課後児童健全育成事業者に自己評価及び公表の努力義務を課している。また、「放課後児童クラブ運営指針」において、その目的や方法について示している。
- 調査研究(※)を通じて、運営指針に準拠した「自己評価チェックリスト」を作成し、放課後児童クラブの運営主体と放課後児童支援員等が自己評価を行う際に活用できるよう自治体宛情報提供した。(令和元年5月)

## 自己評価の意義

<p><b>○放課後児童クラブの実態把握（気づき等の共有）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価を通じて職員間で認識の共有を図ることができます。</li> <li>・運営主体にとっても、現場の放課後児童支援員等の状況や考え、問題意識等を把握することができます。</li> </ul>	<p><b>○事業運営の向上・改善（継続的なPDCAサイクル）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営内容について自己評価を行い、その結果をもとに放課後児童支援員等と話し合って事業の改善を図ることができます。</li> <li>・そのためには、継続的なPDCAサイクルに自己評価を位置づけ、一定の頻度で繰り返し実施することが重要です。</li> </ul>
<p><b>○関係者への説明責任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価の結果は、公表するよう努めなければなりません。</li> <li>・自己評価の結果を公表することを通じて、放課後児童クラブが何にどのように取り組んでいるのかを明らかにすることが求められます。</li> <li>・自己評価の結果の公表は、子どもや保護者、地域との継続的な対話や協力関係づくりを進め、信頼される開かれた放課後児童クラブとなる契機として期待されます。</li> </ul>	<p><b>○第三者評価の準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の評価機関から第三者評価を受ける際に、準備としても活用できます。第三者評価と同じ評価項目・評価基準をもとに予め自己評価することで、第三者の評価結果や指摘に対する理解が深まります。</li> <li>・第三者評価の際に、第三者評価機関が自己評価結果を参考にすることでより正確かつ効率的に実態を把握できます。</li> </ul>

## 自己評価チェックリストの構成

内容	項目数	運営指針の該当箇所
I. 総則とそれに直接付随する項目	13	第1章（総則）、第2章（事業の対象となる子どもの発達）、第7章（職場倫理及び事業内容の向上）
II. 育成支援に直接かかわる項目	18	第3章（放課後児童クラブにおける育成支援の内容）、第5章（学校及び地域との関係）
III. 育成支援（事業内容）を直接支える項目	4	第6章2（衛生管理及び安全対策）
IV. 最低基準（市町村の条例）に依拠する項目	14	第4章（放課後児童クラブの運営）、第6章1（設備及び設備）

# 福祉サービス第三者評価基準（放課後児童クラブ版）について

## 基準発出の経緯

- 利用者本位の福祉を実現するため、事業者のサービスの質を向上させること、また、事業の透明性を確保し、利用者のサービス選択を容易にするために、事業者でも利用者でもない第三者の視点で評価を行うため、平成16年度より福祉サービス第三者評価制度が導入された。
- 社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ（平成30年7月）」では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の質の確保の観点から、自己評価の項目例の策定や第三者評価を導入することが提言されている。
- これを受け、平成30年度から令和2年度にかけて、調査研究により、第三者評価の導入や評価基準等についての検討を実施した。
- 全国社会福祉協議会福祉サービスの質の向上推進委員会での議論を経て、令和3年3月に放課後児童クラブ版の福祉サービス第三者評価基準を策定し、発出した。（厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知）

## 第三者評価基準ガイドラインの構造

### 共通評価基準

全福祉施設等に共通の内容

44項目

- I 福祉サービスの基本方針と組織
  - 1. 理念・基本方針
  - 2. 経営状況の把握
  - 3. 事業計画の策定
  - 4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
- II 組織の運営管理
  - 1. 管理者の責任とリーダーシップ
  - 2. 福祉人材の確保・育成
  - 3. 運営の透明性の確保
  - 4. 地域との交流、地域貢献
- III 適切な福祉サービスの実施
  - 1. 利用者本位の福祉サービス
  - 2. 福祉サービスの質の確保



### 内容評価基準

放課後児童クラブ独自の内容

18項目

- A-1 育成支援
  - (1)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備
  - (2)放課後児童クラブにおける育成支援
  - (3)子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援
  - (4)固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援
  - (5)適切なおやつや食事の提供
  - (6)安全と衛生の確保
- A-2 保護者・学校との連携
  - (1)保護者との連携
  - (2)学校との連携
- A-3 子どもの権利擁護

## 調査の概要

### 1. 目的

「放課後児童クラブの運営や活動状況」「保護者の放課後児童クラブへの期待」は多様である中、放課後児童クラブの活動に関する取組状況等について、その実態とニーズを把握するため、放課後児童クラブと保護者に対して同項目によりそれぞれに調査を行い、比較検討した。

### 2. 調査対象・方法

対象者：①市区町村主管課  
②放課後児童クラブ責任者  
③放課後児童クラブに通う児童の保護者

対象数：①130地域【指定都市（12地域）、中核市（18地域）、一般市（54地域）、町（37地域）、村（9地域）】  
②上記①に所在する全放課後児童クラブ1,023団体  
【指定都市（117団体）、中核市（180団体）、一般市（496団体）、町（204団体）、村（26団体）】  
③上記②の放課後児童クラブに通う児童の保護者

方法：アンケート調査（①メール送信・回収、②郵送配布・回収、③郵送配布・WEB回収もしくは郵送回収）  
<抽出方法>地域、人口規模、設置運営主体、児童数等の運営の多様性に配慮して対象自治体を抽出

実施：株式会社UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

### 3. 回収数

①回収数 120地域（回収率 92.3%）  
②回収数 698団体（回収率 68.2%）  
③回収数 6,855人【郵送回答1,401人、WEB回答：5,454人】

《放課後児童クラブ責任者と保護者の認識について》

- 活動に関する取組状況等は、多くの項目について、放課後児童クラブ側と保護者側いずれも「十分に取り組んでいる」と認識している割合が高い。
- 取組状況が低いといった回答では、両者ともに「クラブ外の子との交流」と認識している。
- 放課後児童クラブに対して、保護者が重視しているといった回答で多かったのは、「安全・安心な環境(66%)」、「宿題等の学習環境の整備(59.3%)」となっており、また今後充実させてほしい活動にも、「宿題等の学習環境の整備(49.9%)」といった回答が多かった。

放課後児童クラブ側の認識

- 活動に関する取組状況、子ども・保護者への関わりの状況は、多くの項目について「十分に取り組んでいる」割合が高い。

	十分取り組んでいる	取り組めていない
宿題等の学習環境の整備	92.0%	0.3%
出欠席や心身状態の把握	92.1%	0.1%
適切なおやつを提供	90.8%	3.4%*
けんかやいじめへの対応	90.0%	0.3%

\*=おやつを提供率 91.5% (令和元年5.1調査)

- 取組状況が低い回答もある。

	十分取り組んでいる	取り組めていない
クラブ外の子どもの交流	40.4%	34.2%
保護者の子育て相談	71.3%	0.9%
多様な体験活動や遊びの提供	61.3%	4.3%

※取組ができていない理由

- 【クラブ外の子どもの交流】
- ・事故発生時の責任所在の関係でクラブの子どもだけで遊ぶようにしている
  - ・機会がない(時間的、物理的な課題)
  - ・余裕がない(クラブの活動で手いっぱい、職員の人手不足)
- 【保護者の子育て相談】
- ・余裕がない(ゆとり話す時間や機会がない)
  - ・相談しにくい(物理的、雰囲気)
  - ・保護者が関心がない
  - ・スキルのある職員の不足

保護者側の認識

- 活動に関する取組状況、子ども・保護者への関わりの状況は、多くの項目について「十分に取り組んでいる」と思う割合が高い。

	思う*1	思わない*2
宿題等の学習環境の整備	93.9%	5.6%
出欠席や心身状態の把握	90.7%	6.6%
安全・安心な環境	93.0%	6.3%
友達関係の広がり	92.7%	6.6%

\*1=「そう思う」、「ややそう思う」の計 \*2=「あまり思わない」、「思わない」の計

- 取組状況が低い回答もある。

	思う	思わない
クラブ外の子どもの交流	42.8%	49.4%
保護者の子育て相談	76.7%	19.9%

- 保護者が重視している項目(複数回答)

安全・安心な環境	66.0%	子どもの意見尊重	56.0%
宿題等の学習環境の整備	59.3%	けんかやいじめへの対応	55.6%

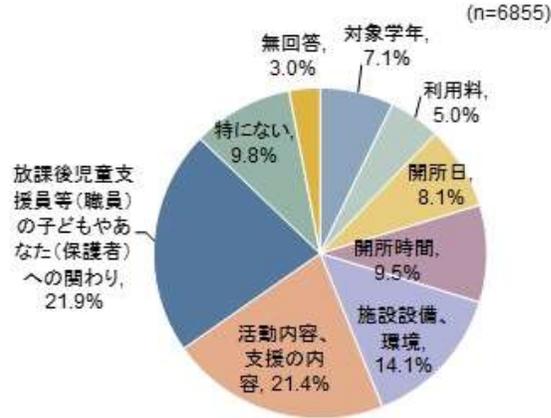
- 今後充実させて欲しい活動(複数回答)

宿題等の学習環境の整備	49.9%	外遊び	45.6%
-------------	-------	-----	-------

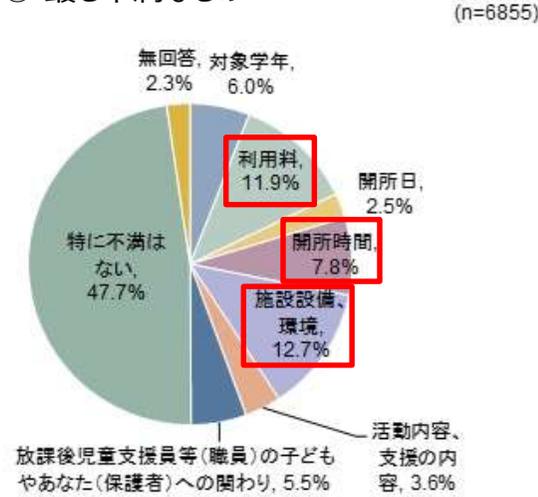
《保護者の満足度と改善要望内容について》

- 「今後も、今の放課後児童クラブに通わせたい」と思う保護者の割合は約95%※、「(放課後児童クラブについて)最も不満なもの」の設問に対し「特に不満はない」の割合は約48%となっており、保護者の放課後児童クラブへの満足度は高い。  
※「そう思う(76.6%)」「ややそう思う(17.7%)」の計
- 一方で、改善してほしいこととして、「保護者運営の場合の役員活動の負担軽減」、「職員の質の向上及び処遇改善」などといった意見がある。

○ 最も満足しているもの



○ 最も不満なもの



※特に不満なもの(3つ)について

施設設備 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化している</li> <li>・冷暖房設備</li> <li>・部屋が狭い</li> <li>・洋式トイレがない等</li> </ul>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域差がある(他自治体より高い)</li> <li>・兄弟が多いと負担</li> </ul>
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預かり時間を早く・遅くしてほしい</li> <li>・別途負担で構わないので延長預かりしてほしい</li> </ul>

○ 改善してほしいこと

役員負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者運営のため、役員活動が負担働きながらの運営は大変</li> <li>・外部委託してほしい</li> </ul>	職員の質向上 処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者を支援員としてほしい</li> <li>・職員が不足しているように感じる</li> <li>・子どもの話を聞いて欲しい</li> <li>・支援員の教育システム</li> <li>・給料や勤務体制の改善</li> </ul>
育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの対処</li> <li>・子どもの問題を報告して欲しい</li> <li>・適切な注意と保護者への伝達</li> </ul>	施設充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人数に対して狭い</li> <li>・設備の老朽化</li> <li>・不審者対策が心配</li> </ul>

- 放課後児童クラブ、保護者両方の意見について、所管部署、設置運営主体、運営主体ごとにクロス集計し、以下のような特徴が見られた。

### 所管部署別

(n数 = 120)

- 放課後児童クラブを所管する部署は、「福祉部局」が71.7%、「教育委員会」が17.5%となっている。
- 活動に関する取組状況等について、保護者が「十分に取り組んでいる」と認識している割合は、多くの項目において相対的に「福祉部局」の方がやや高い。
- 利用料について、保護者が「適切」とする割合は、相対的に「教育委員会」の方がやや高い。

### 設立運営主体別

(設立運営主体：n数 = 698)

- 放課後児童クラブの設立運営主体については、「公立民営」が48.6%で最も割合が高く、「民立民営」が28.7%、「公立公営」が18.2%となっている。
- 運営主体別でみると、「運営委員会・保護者会」が33.4%で最も割合が高く、次いで「公営」が18.2%、「社会福祉法人」が14.6%、「NPO法人」が8.5%、「株式会社」が6.0%となっている。
- 活動に関する取組状況等について、保護者が「十分に取り組んでいる」と認識している割合は、多くの項目において相対的に「民立民営」が最も高く、次いで「公立民営」が高い。また、運営主体別でみると、多くの項目において相対的に「NPO法人」が高く、「株式会社」が低い。
- 利用料について、保護者が「適切」とする割合は、相対的に「公立公営」が高い。また、運営主体別でみると、相対的に「運営委員会・保護者会」が低い。

## 調査概要

1. 目的 放課後児童クラブの利用状況やニーズを規定する要因を探ることで、地域における放課後児童クラブの正確なニーズを把握するための方法を検討する。
2. 手法 【対象】小学生の子どもがいる世帯 ①夫婦と子どもの世帯 二段階抽出法により、1,430世帯を抽出  
②ひとり親世帯 100世帯を抽出
- 【方法】自記式ネットアンケート
- 【期間】2018年12月～2019年1月 \*この他、市町村向け調査も実施
3. 実施主体 株式会社 政策基礎研究所

## 結果

回収数 1,519世帯(回収率99.2%)

### ○放課後利用するサービスにどのような内容を求めるか(n=1,519)(MA/上位3位)

- ①無料の学習支援(52.3%)
- ②遊び場の提供(40.4%)
- ③スポーツ活動(38.1%)

### ○実際に利用しているサービス(上位3位)とその理由

#### (1)放課後児童クラブ (n=197)

- ①仕事などで面倒が見られない (89.3%)
- ②夏期休暇中に利用できる (47.7%)
- ③子どもが行きたいと言った (16.8%)

#### (2)児童館、児童センター (n=104)

- ①仕事などで面倒が見られない (63.5%)
- ②子どもが行きたいと言った (51.9%)
- ③夏期休暇中に利用できる (26.0%)

#### (3)放課後子供教室 (n=42)

- ①子どもが行きたいと言った (66.7%)
- ②仕事などで面倒が見られない (16.7%)
- ②学校等との連携が十分で安心 (16.7%)

### ○「放課後児童クラブ利用をやめた」場合の利用していない理由 (n=161) (MA/上位3位)

- ①子どもが行きたくないと言ったため (37.3%)
- ②子どもがサービスの対象の条件から外れたため (18.0%)
- ③習い事をはじめた等、他に子どもの面倒を見てくれる当てができたため (14.9%)

# 放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和3年度予算額 1,092億円 → 令和4年度予算額 1,065億円

子ども・子育て支援交付金 令和3年度 922億円 → 令和4年度予算額 981億円

子ども・子育て支援整備交付金 令和3年度 170億円 → 令和4年度予算額 84億円

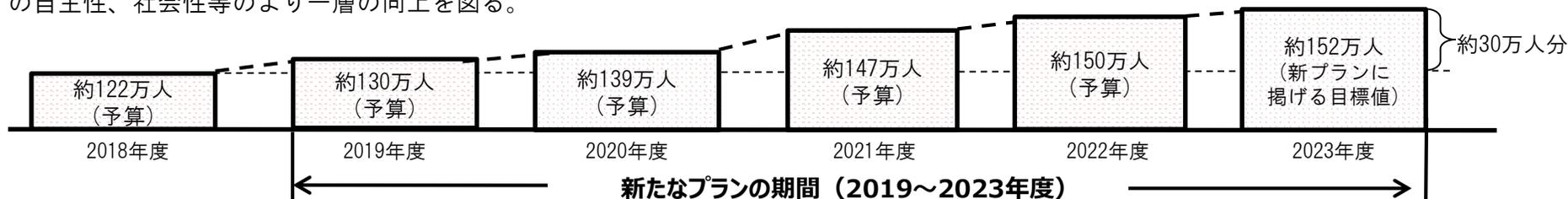
○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

○ 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



## 新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



## 1. 運営費等(主な内容)

### (1) 放課後児童健全育成事業(運営費)

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

### (2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

### (3) 放課後児童クラブ支援事業

- 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

### (4) 障害児受入強化推進事業等

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

### (5) 放課後児童支援員の処遇改善

- 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

### (6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

## 2. 施設整備費（主な内容）

### 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

→（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

民立の場合：（嵩上げ前）国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3

→（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

## 3. 研修関係（主な内容）

### （1）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

### （2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

## 4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

### I 子どもの居場所の確保

#### （1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

#### （2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

### II 育成支援の内容の質の向上

#### （1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

#### （2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

## 5. 令和4年度予算における運営費の主な拡充内容

### ① 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

### ② 障害児受入強化推進事業の拡充【拡充】

- ・ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるように補助単価を拡充する。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

### 【令和3年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】

#### ① 放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年2月から実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

#### ② 放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

#### ③ 放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

# 放課後児童クラブにおける利用者負担について

(令和3年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査)

- 放課後児童クラブの利用者負担については、現行、「事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる」とされており、利用料徴収を実施しているクラブ数は25,985か所(全体の96.5%)。
- 放課後児童クラブに係る利用者負担については、月額4,000円~6,000円に最も多く分布している。
- 利用料を徴収しているクラブの86.3%が利用料の減免措置を実施している。

## 放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況等

### <利用料の徴収等の状況>

	令和3年	令和2年	増減
利用料の徴収を行っている	25,985 (96.5%)	25,610 (96.2%)	375
利用料の減免を行っている	22,426 [86.3%]	21,752 [84.9%]	674

注1:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。  
 注2:[ ]内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和3年:25,985、令和2年:25,610)に対する割合である。  
 注3:おやつ代等の実費徴収のみを行うクラブを含む。

### <月額利用料>

利用料の月額	令和3年	令和2年	増減
2,000円未満	387 (1.5%)	419 (1.6%)	▲ 32
2,000~4,000円未満	4,447 (17.1%)	4,410 (17.2%)	37
4,000~6,000円未満	7,129 (27.4%)	7,176 (28.0%)	▲ 47
6,000~8,000円未満	5,504 (21.2%)	5,059 (19.8%)	445
8,000~10,000円未満	3,978 (15.3%)	3,620 (14.1%)	358
10,000~12,000円未満	1,970 (7.6%)	2,014 (7.9%)	▲ 44
12,000~14,000円未満	773 (3.0%)	827 (3.2%)	▲ 54
14,000~16,000円未満	440 (1.7%)	452 (1.8%)	▲ 12
16,000~18,000円未満	315 (1.2%)	312 (1.2%)	3
18,000~20,000円未満	91 (0.4%)	98 (0.4%)	▲ 7
20,000円以上	270 (1.0%)	251 (1.0%)	19
おやつ代等のみ徴収	681 (2.6%)	972 (3.8%)	▲ 291

注:( )内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和3年:25,985、令和2年:25,610)に対する割合である。

### <利用料減免の対象>

利用料減免の対象 (複数回答)	令和3年	令和2年	増減
生活保護受給世帯	16,973 (63.0%) [75.7%]	16,696 (62.7%) [76.8%]	277
市町村民税非課税世帯	10,369 (38.5%) [46.2%]	10,055 (37.8%) [46.2%]	314
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,920 (10.8%) [13.0%]	2,877 (10.8%) [13.2%]	43
就学援助受給世帯	6,511 (24.2%) [29.0%]	6,024 (22.6%) [27.7%]	487
ひとり親世帯	7,141 (26.5%) [31.8%]	6,617 (24.9%) [30.4%]	524
兄弟姉妹利用世帯	14,281 (53.0%) [63.7%]	13,747 (51.6%) [63.2%]	534
その他市町村が定める場合	9,726 (36.1%) [43.4%]	9,674 (36.3%) [44.5%]	52
その他クラブが定める場合	1,207 (4.5%) [5.4%]	1,101 (4.1%) [5.1%]	106

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、  
 [ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和3年:22,426、令和2年:21,752)に対する割合である。

### <利用料減免の方法>

利用料減免の方法 (複数回答)	令和3年	令和2年	増減
生活保護受給世帯	17,404 (64.6%) [77.6%]	16,777 (63.0%) [77.1%]	627
利用料の免除	14,315 (53.2%) [63.8%]	13,386 (50.3%) [61.5%]	929
利用料の半額のみ徴収	838 (3.1%) [3.7%]	839 (3.2%) [3.9%]	▲ 1
所得に応じて複数段階で減額	37 (0.1%) [0.2%]	31 (0.1%) [0.1%]	6
その他	2,214 (8.2%) [9.9%]	2,521 (9.5%) [11.6%]	▲ 307
市町村民税非課税世帯	10,789 (40.1%) [48.1%]	10,130 (38.0%) [46.6%]	659
利用料の免除	5,974 (22.2%) [26.6%]	5,477 (20.6%) [25.2%]	497
利用料の半額のみ徴収	2,196 (8.2%) [9.8%]	2,034 (7.6%) [9.4%]	162
所得に応じて複数段階で減額	275 (1.0%) [1.2%]	359 (1.3%) [1.7%]	▲ 84
その他	2,344 (8.7%) [10.5%]	2,260 (8.5%) [10.4%]	84
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,948 (10.9%) [13.1%]	2,910 (10.9%) [13.4%]	38
利用料の免除	713 (2.6%) [3.2%]	695 (2.6%) [3.2%]	18
利用料の半額のみ徴収	882 (3.3%) [3.9%]	868 (3.3%) [4.0%]	14
所得に応じて複数段階で減額	621 (2.3%) [2.8%]	555 (2.1%) [2.6%]	66
その他	732 (2.7%) [3.3%]	792 (3.0%) [3.6%]	▲ 60
就学援助受給世帯	6,883 (25.6%) [30.7%]	6,080 (22.8%) [28.0%]	803
利用料の免除	2,940 (10.9%) [13.1%]	2,379 (8.9%) [10.9%]	561
利用料の半額のみ徴収	2,055 (7.6%) [9.2%]	1,717 (6.4%) [7.9%]	338
所得に応じて複数段階で減額	32 (0.1%) [0.1%]	10 (0.0%) [0.0%]	22
その他	1,856 (6.9%) [8.3%]	1,974 (7.4%) [9.1%]	▲ 118
ひとり親世帯	7,270 (27.0%) [32.4%]	6,733 (25.3%) [31.0%]	537
利用料の免除	400 (1.5%) [1.8%]	388 (1.5%) [1.8%]	12
利用料の半額のみ徴収	1,961 (7.3%) [8.7%]	1,808 (6.8%) [8.3%]	153
所得に応じて複数段階で減額	186 (0.7%) [0.8%]	175 (0.7%) [0.8%]	11
その他	4,723 (17.5%) [21.1%]	4,362 (16.4%) [20.1%]	361
兄弟姉妹利用世帯	15,014 (55.8%) [66.9%]	14,500 (54.5%) [66.7%]	514
利用料の免除	588 (2.2%) [2.6%]	610 (2.3%) [2.8%]	▲ 22
利用料の半額のみ徴収	5,777 (21.5%) [25.8%]	5,497 (20.6%) [25.3%]	280
所得に応じて複数段階で減額	35 (0.1%) [0.2%]	60 (0.2%) [0.3%]	▲ 25
その他	8,614 (32.0%) [38.4%]	8,333 (31.3%) [38.3%]	281
その他市町村が定める場合	10,647 (39.5%) [47.5%]	10,612 (39.9%) [48.8%]	35
利用料の免除	3,796 (14.1%) [16.9%]	3,718 (14.0%) [17.1%]	78
利用料の半額のみ徴収	2,164 (8.0%) [9.6%]	2,147 (8.1%) [9.9%]	17
所得に応じて複数段階で減額	698 (2.6%) [3.1%]	666 (2.5%) [3.1%]	32
その他	3,989 (14.8%) [17.8%]	4,081 (15.3%) [18.8%]	▲ 92
その他クラブが定める場合	1,423 (5.3%) [6.3%]	1,309 (4.9%) [6.0%]	114
利用料の免除	46 (0.2%) [0.2%]	45 (0.2%) [0.2%]	1
利用料の半額のみ徴収	133 (0.5%) [0.6%]	131 (0.5%) [0.6%]	2
所得に応じて複数段階で減額	203 (0.8%) [0.9%]	205 (0.8%) [0.9%]	▲ 2
その他	1,041 (3.9%) [4.6%]	928 (3.5%) [4.3%]	113

注:( )内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、  
 [ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和3年:22,426、令和2年:21,752)に対する割合である。

# 新型コロナウイルス感染症に関する放課後児童クラブの対応

(令和2年)

1月31日

## 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」

→入国規制の地域から帰国した子ども等については、放課後児童クラブの利用を控えるよう要請。また、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。(順次入国規制の地域を更新。)

2月18日

## 「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」

→都道府県等は必要であると判断した場合、市区町村に対し、放課後児童クラブの臨時休業等を要請。(また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。)  
→2/25に第二報として、感染した子どもが放課後児童クラブを利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休業を判断するよう依頼。

2月27日

## 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」

→学校が一斉休業を行う中において、放課後児童クラブについて、感染の予防に留意した上で、原則として開所するよう依頼。

3月2日

## 「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」

→放課後児童クラブの業務に学校の教員が携わることや、学校において子どもを預かることにより子どもの居場所の確保を促すとともに、学校の空き教室や放課後子供教室等の一層の活用等について依頼。

3月24日

## 「小学校等の教育活動の再開に伴う放課後児童クラブの対応について(依頼)」

→小学校等の教育活動の再開を受けて、4月以降の放課後児童クラブの取組方策(感染症対策、学校施設の活用等)を周知

4月7日

## 「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」

→緊急事態宣言の発出を受けて、規模を縮小して開所すること、臨時休業を検討することや医療従事者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討すること等を依頼。

5月14日

## 「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」

→緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がされた後も、原則開所しつつ、これまでと同様に、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して市町村の要請に基づき子どもの通所自粛をお願いしたり、子どもや職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、市区町村において臨時休業を検討していただきたい旨周知。

(令和3年)

1月7日

## 「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について(周知)」

→緊急事態宣言の発出を受けて、今般の緊急事態宣言は「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」(令和2年4月7日)は適用しないこと、感染防止対策を徹底し原則開所していただきたい旨周知。

4月23日

## 「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について(周知)」

→緊急事態宣言の発出を受けて、今般の緊急事態宣言は「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」(令和2年4月7日)は適用しないこと、感染防止対策を徹底し原則開所していただきたい旨周知。

# 放課後児童クラブ等における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援【概要】

令和4年度予算（令和4年6月末まで）

（子ども・子育て支援交付金（内閣府所管））

## ①小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に、追加で生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助 > 1支援・1日当たり、計32,000円の申請が可能  ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助 > 1支援・1日当たり、計62,000円の申請が可能  ※その他小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児や医療的ケア児を受け入れる場合の補助あり ※保護者負担は求めないこととする
補助率	国1/3

## ②放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援

- 市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行う。

補助基準額	1人・1日当たり500円
補助率	国1/3

## ③ファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援

- 小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料について、減免を行った場合に生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	1日・1人当たり6,400円
補助率	国1/3

# 地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算：65億円の内数

## 【概要】

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費及び、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。

【実施主体】 市区町村、市区町村が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金  
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援  
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

③感染症対策のための改修(トイレ、非接触型の蛇口の設置等)(簡易なものを対象：補助基準額100万円) **【新規】**

【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【補助基準額】 ①～②の合計は以下のとおり。③は1か所等当たり1,000千円以内

(1) 1支援の単位当たり

利用定員19人以下 300千円以内      利用定員20人以上59人以下 400千円以内

利用定員60人以上 500千円以内

(3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員

利用定員19人以下 150千円以内、利用定員20人以上59人以下 200千円以内、利用定員60人以上 250千円以内

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

# 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

(子ども・子育て支援交付金 令和3年度補正予算：65億円の内数)

- 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図る。

## 1. 事業の趣旨・内容

### ①ICT化の推進

連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

### ②研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

## 2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

## 3. 補助基準額

1か所等当たり 500千円

※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は1か所当たり、その他事業は1市区町村当たり。

## 4. 実施主体

市区町村、市区町村が認めた者

## 5. 補助率

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

1. 放課後児童クラブについて

2. 新・放課後子ども総合プランについて

# 新・放課後子ども総合プランの策定経緯と主な改正ポイント

## 策定の経緯

【平成19年3月14日 放課後子どもプラン策定】

【平成26年7月31日 放課後子ども総合プラン策定】（本プラン策定により、放課後子どもプラン廃止）

【平成28年6月2日 ニッポン一億総活躍プラン（閣議決定）】

追加的な受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

【平成29年12月8日 新しい経済政策パッケージ（閣議決定）】

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

【平成30年6月15日 経済財政運営と改革の基本方針2018（閣議決定）】

女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。

平成30年9月14日 「新・放課後子ども総合プラン」の策定・公表（地方自治体に文科省、厚労省から通知）

## 主な改正ポイント

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人⇒約152万人）の受け皿を整備。
- 国全体の目標に、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを追加。
- 「登下校防犯プラン」を踏まえ、来所・帰宅時の安全確保への取組を追加。
- 放課後等デイサービス事業との連携や同事業の実施に当たって学校施設の積極的な活用に関することを追加。

## 背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

## 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

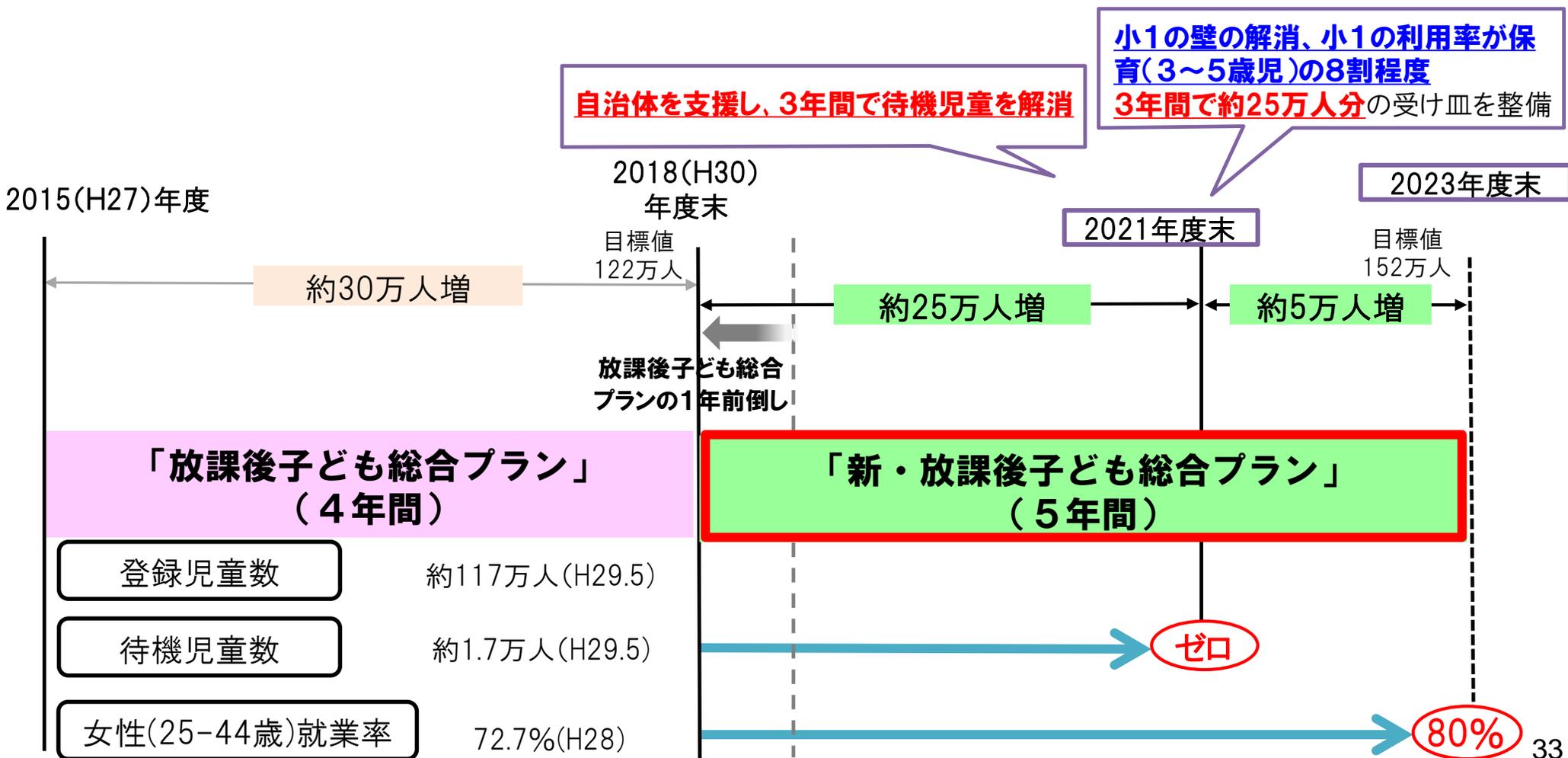
# 放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



# 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体型の例

## 【新・放課後子ども総合プラン】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

### 放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

### 放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

## 隣接施設等も活用した一体型のイメージ

▶ 同一の小学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)		〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月			
火		実施なし	
水	15:30～18:30	15:30～17:30	グラウンド 余裕教室
木	学校敷地内 専用施設	(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援	
金		実施なし	
土	08:30～18:30	10:00～12:00	公民館 (隣接)
日	実施なし	(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室	

